

北 区

# 子どもの未来応援プラン

(東京都北区子どもの貧困対策に関する計画)

—修正版—



令和3年7月

北 区  
北区教育委員会

# 1

## 修正の目的

北区では、子どもの貧困対策を総合的、計画的に推進するため、「北区子どもの未来応援プラン」（以下「本計画」という。）を平成29年3月に策定し、様々な施策を展開してきました。

この間、貧困の状況にある子どもとその家庭を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一層厳しいものになっています。そうした中、北区では、コロナ禍における追加の貧困対策として、子育て世帯へ各種臨時給付金を支給するとともに、安全対策に最大限配慮しながら、学校教育活動を継続し、保育園及び学童クラブなどの保育機能確保に努めてきました。

今回の修正では、二十数年振りとなる「北区基本構想」の改定を見据えて、既存事業の拡充等の限定的な見直しを行い、計画期間を令和5年度まで延長することで、関連する北区基本計画、北区子ども・子育て支援計画などの改定作業に円滑な接続を図ることを目的としています。

本計画を修正し、各施策をより一層推進することで、今後も貧困対策を止めることなく確実に実施していきます。

# 2

## 修正の内容

### ●修正版の見かた

- ・本計画の資料編1. 主な取組事業一覧（P72～）に追加・修正した内容を抜粋して掲載しています。本計画と照らしながらか覧ください。
- ・各No.の左横に記載の記号は、次のとおりです。
  - 【新規】：本計画策定以降に新規で始めた事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・9事業
  - 【拡充】：本計画策定以降に内容が拡充している事業・・・・・・・・・・・・18事業
  - 【追加】：本計画策定時に記載しておらず、今回追加で記載する事業・・・・3事業
- ・事業名欄には、【新規】または【拡充】の開始時期を記載しています。

## 施策1 乳幼児期の子どもの育ち、成長の支援

### 1. 乳幼児期の子どもの育ち、成長の支援

No.	事業名	追加・修正内容	所管課
	保育園、幼稚園等の保育料の負担軽減	所得状況等に応じた保育料設定や子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園の保育料の負担軽減、認証保育所等の保育料の一部補助等を行います。	
【拡充】	3-1 幼児教育・保育の無償化に伴う保護者負担の軽減 令和元年10月	国の幼児教育・保育無償化に伴い、住民税非課税世帯の0～2歳の児童及び全ての3～5歳児の幼稚園、保育園、認定こども園などの利用料を無償化（私立幼稚園、認可外保育園は上限あり）しました。	学校支援課 子ども環境応援担当課 保育課
【拡充】	3-2 私立幼稚園等の保護者の経済的負担の軽減 令和3年度	国の幼児教育・保育無償化に伴い、従来型の私立幼稚園の保育料に関して、世帯収入やきょうだい人数に応じて上乗せ補助を支給しています。令和3年度から、上乗せ補助上限金額を月額最大4万円に増額しています。また、全園児を対象として、その他の納付金も補助の対象とします。	子ども環境応援担当課
【拡充】	3-3 私立幼稚園等入園祝金交付事業 令和2年度	私立幼稚園または区が指定する幼稚園類似の幼児施設に幼児を通わせる保護者に対し、初年度に祝金を交付します。令和2年度入園者から、祝金の上限を4万円から8万円に増額しています。	子ども環境応援担当課

	No.	事業名	追加・修正内容	所管課
【新規】	4	ベビーシッター利用支援事業 令和元年10月	東京都が実施するベビーシッター利用支援事業を活用し、待機児童の保護者及び育児休業取得後に復帰する保護者に対し、保育所等へ入所するまでの間、ベビーシッター利用料の負担を軽減します。 助成を利用した場合の利用料 1 時間 150 円	保育課
【追加】	5	病児・病後児保育の拡充	病中または病気の回復期にあつて、集団保育が困難な児童を対象に、医療機関や保育所等で保育を行います。東京北医療センターで病児・病後児保育、キッズタウン東十条保育園で病後児保育を実施していましたが、令和3年度から新たに、にじいろ保育園志茂内と都立駒込病院内の2か所で病児・病後児保育を開始します。	保育課

## 2. 発達に課題のある乳幼児への支援

	No.	事業名	追加・修正内容	所管課
【拡充】	1	児童発達支援センター 令和3年度	子ども発達支援センターさくらんぼ園を発達相談室と統合し、地域の中核的な療養支援施設である児童発達支援センターに移行し、保育所等訪問支援等、事業の拡充を図るとともに、給食提供をおこないます。	子ども家庭支援センター
【新規】	5	児童発達支援給食費補助事業 令和3年度	3～5歳の就学前障害児が児童発達支援サービスを利用する際に提供される給食について、保護者が負担した経費の一部を負担します。	障害福祉課

## 施策2 学校教育における学び、成長の支援

### 1. 家庭環境や経済状況に左右されない学力保障の推進

	No.	事業名	追加・修正内容	所管課
【新規】	5	北区の GIGA スクール構想 令和3年度	北区立小・中学校の児童・生徒全員に一人1台の学習用端末を配布し、全ての児童・生徒の学びの保障や、学校と家庭の連携による基礎学力の向上をめざします。学校が再び臨時休業等になった場合にも学びを着実に進めることができるよう家庭学習環境の構築を図り、不登校の児童生徒の学習保障にもつなげます。	教育政策課 学校支援課 教育指導課

### 5. 学びをささえる就学支援の推進

	No.	事業名	追加・修正内容	所管課
【拡充】	2	就学援助 平成30年度	新入学学用品等購入費について、入学前の3月に前倒しで支給可能とするともに、平成30年度から支給額を段階的に増額しています。(令和3年度 小学校 64,300円、中学校 81,000円)	学校支援課
【拡充】	9	自立支援プログラム(次世代育成支援プログラム) 平成29年7月	生活保護受給世帯で中学生の子どもがいる世帯に塾費用を助成し、高校生の子どもの世帯に塾費用及び大学等受験料を助成することで、保護者と子どもの進学意識を高め、子どもの社会的自立を促します。	生活福祉課
【新規】	11	学校給食費保護者負担軽減事業 令和2年10月	区内に住所を有し、区立小・中学校に通う第2子以降の子どもの持つ保護者に対し、令和2年10月分の給食費から、第2子は半額、第3子以降は全額を補助します。	学校支援課

### 施策3 子どもの居場所づくりの推進

#### 1. 困難を抱える家庭の子どもの状況に寄り添った学習支援

No.	事業名	追加・修正内容	所管課
1	生活困窮世帯、ひとり親等の子どもを対象とした学習支援事業の充実	経済的な理由やひとり親世帯等の家庭の事情により、家庭での学習が困難な子どもや、学習習慣が十分に身につけていない子どもを対象に、学習意欲や学力の向上のための子どもの状況に寄り添った学習の場の提供を推進します。	
	【拡充】 1-1 生活困窮・ひとり親家庭等の小学生の学習支援事業 平成30年度	「生活困窮者自立支援法」に基づき、貧困の連鎖の防止のため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯及びひとり親家庭等の小学生に対する学習支援事業を行います。 平成28年12月に生活保護世帯の小中学生を対象に1教室で開始し、その後就学援助世帯や児童育成手当受給世帯を対象に加えるとともに、対象を小学生とし、教室数も段階的に増やすことで、令和元年度には7教室、定員105名まで拡大しています。	生活福祉課
	【拡充】 1-2 生活困窮・ひとり親世帯等の中学生の学習支援事業（みらいきた） 平成30年度	経済的な理由やひとり親世帯等、家庭の事情により、家庭での学習が困難な子どもに対し、学習意欲や学力の向上のために、子どもの状況に寄り添った学習の場を提供します。 平成29年10月にひとり親世帯等中学生（1,2年生）を対象として2教室で開始し、その後就学援助世帯や児童育成手当受給世帯を対象に加えるとともに中学3年生まで対象を拡大しました。また、教室数も段階的に増やすことで、令和3年度からは7会場8教室、定員220名まで拡大して実施しています。	子ども未来課

#### 3. 子どもの学習支援や子ども食堂などの居場所づくりに取り組むNPOやボランティア団体等への支援

No.	事業名	追加・修正内容	所管課
1	NPO やボランティア団体等の活動助成など支援のあり方の検討	地域やNPO、ボランティア団体等が主体的に取り組む子どもの学習支援や子ども食堂を含む居場所づくりの活動助成など支援のあり方を検討し、困難を抱える子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりの推進を図ります。	
	【拡充】 1-1 子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業 令和3年度	家庭の事情等により、家で子どもだけで過ごすことが多く、孤食の状況にある子どもを対象に、食事の提供及び居場所づくりを行う事業（子ども食堂）を実施するNPOやボランティア団体等に対し、事業の運営に係る経費の一部を補助することにより、困難を抱える家庭の子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりを支援します。 コロナ禍における子どもの食の確保を支援するため、令和3年度からは配食や宅食による支援も補助の対象とするとともに、年間補助額を24万円から大幅に増額して実施しています（実施内容に上限額を連動させ、最大50万円）。	子ども未来課

### 施策4 困難を抱えやすい子ども（若者）への支援

#### 2. 若者の就労支援事業への参加につながる取組みの推進

##### (1) 就労支援事業への誘導強化

No.	事業名	追加・修正内容	所管課
【新規】 5	北区子ども・若者応援ネットワーク 令和元年度	北区で子ども・若者を応援するための市民活動団体のネットワークとその活動を支援する北区社会福祉協議会との連携を支援します。ネットワーク会議の開催や社会資源情報の収集、合同研修等を通して、地域課題を共有するとともに、子ども・若者が育つ力を支える取組を支援します。	北区社会福祉協議会

## 施策5 孤立しないしくみづくり

### 1. 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

#### (切れ目のない支援)

	No.	事業名	追加・修正内容	所管課
【拡充】	2	出産・子育て応援事業 (はぴママ・きたく) 令和3年度	すべての妊婦を対象に「はぴママたまご面接」を、生後6か月までの子どもの保護者を対象に「はぴママひよこ面接」を実施しています。 令和3年度から、コロナ禍における感染拡大を防止しつつ、保護者の育児不安の解消を図るため、ビデオ通話アプリを活用したオンラインによる「はぴママたまご・ひよこ面接」を本格実施しています。	健康推進課 子ども家庭支援センター
【拡充】	9	みんなでお祝い輝きパーティー事業 令和3年度	北区在住の子育て家庭に対して、地域の民生委員・児童委員が直接招待状を手渡し、児童館等で実施するお祝い会・交流会(毎月実施)に招くことで、子ども同士・親同士の交流づくりのきっかけをつくるとともに、地域での子育てを支援します。 令和3年度からは対象者に対して子育てに関するアンケートを実施し、回答した家庭へ記念品(カタログギフト)を贈呈します。	子ども未来課
【拡充】	15	利用者支援事業(子育てナビ) 平成30年度	子ども家庭支援センターで実施していた利用者支援事業(子育てナビ)に、平成30年4月から区内3か所の健康支援センターで開始した子育て世代包括支援センター事業を加え、計4か所で実施しています。	健康推進課 子ども家庭支援センター
【追加】	16	子どもショートステイ事業	保護者が病気、出産や出張等の理由により、2～12歳(小学校6年生)までの児童を一時的に養育することが困難になった場合に、児童養護施設で必要な養育を行います。	子ども家庭支援センター
【追加】	17	産後ケア事業	出産後の母子が助産師のいる専門的な施設を宿泊または日帰りで利用し、心身のケアや育児のサポートを受けることにより、産後も安心して子育てができるように支援します。 令和3年度から日帰りの産後デイケア事業について、利用期間を産後4か月から産後6か月に拡大するとともに、実施施設を2施設から4施設(予定)に増やして実施しています。	健康推進課
【新規】	18	乳幼児ショートステイ事業 令和2年度	0～2歳未満の乳幼児を対象とした、乳幼児ショートステイ事業を開始し、保護者が病気、出産や出張等の理由により一時的に養育することが困難になった場合に、乳児院で必要な養育を行います。	子ども家庭支援センター
【新規】	19	多胎児家庭支援事業 令和3年度	多胎児家庭が抱える身体的・精神的負担の軽減を図るため、3歳未満の多胎児がいる家庭に対し、ベビーシッターや産後ドゥーラ(専門支援員)による育児支援・家事支援を新たに開始し、安心して子育てをする環境を整備します。	子ども家庭支援センター
【新規】	20	ベビーシッターによる一時預かり利用補助 令和3年度	ベビーシッターを活用した多様な保育を提供することにより、在宅で子育てする保護者を支援します。 実施においては、保護者の病気や自己実現、学校行事への参加など、幅広い理由を対象とすることで、在宅での子育ての負担軽減を図るとともに、経験豊富なベビーシッターとの共同保育を提供することで、子育ての不安の解消を図ります。	保育課

#### (養育困難家庭への支援)

	No.	事業名	追加・修正内容	所管課
【拡充】	2	安心ママパパヘルパー事業 令和2年度	平成30年度から、対象を生後4か月までから6か月までに拡大し、令和2年度からは父親等も利用対象に加え実施しています。	子ども家庭支援センター

## 2. 学校を窓口とした相談支援体制の強化

No.	事業名	追加・修正内容	所管課
【拡充】 2	スクールソーシャルワーカーの活用 令和元年度	3名体制から、令和元年度以降に順次増員し、令和2年度は5名体制で実施しています。	教育総合相談センター

## 3. 支援につながるしくみづくり

### (2) 相談しやすい環境の整備（相談支援体制のワンストップ機能の強化）

No.	事業名	追加・修正内容	所管課
【拡充】 1	児童扶養手当等申請窓口への相談コーナーの設置	特に困難を抱えるひとり親家庭の保護者等が気軽に相談できる環境を整え、必要な支援に確実につなぐワンストップ機能の強化を図るため、平成29年度中に児童扶養手当等申請窓口へ相談コーナーを設置しました。	子ども未来課
	1-1 ひとり親家庭等相談支援事業(そらまめ相談室) 平成30年度	ひとり親家庭の保護者等へ生活一般の悩み事に対する助言や、関係機関、各種支援策の情報提供等の相談支援を行います。また、カウンセラーの資格等を有する者を常時配置するほか、家計相談や養育費等の法律相談に対応するため、ファイナンシャルプランナーや弁護士を配置するなど、より専門的な相談にも対応する体制を推進します。 平成30年度以降、土日の出張相談や窓口相談後のメール相談など、順次相談方法を拡充するとともに、令和2年10月にはオンラインでの相談を開始しています。	

## 施策6 保護者への就労、生活支援

### 1. 保護者の就労支援の推進

#### (ひとり親家庭の保護者への就労支援)

No.	事業名	追加・修正内容	所管課
【拡充】 3	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業 令和元年度	対象講座に「特定一般教育訓練講座」、「専門実践教育訓練講座」を追加して実施しています。	生活福祉課
【拡充】 4	母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金事業 平成30年度	平成30年度から、准看護師の養成機関を修了した者が、引き続き看護師の養成機関で修業する場合に、支給期間を延長します。平成30年8月から支給額の算定に「みなし寡婦」を適用。平成31年度から支給期間の最大月数を48か月に増加。修業の最後の12か月は給付金の支給額を月額4万円増額。	生活福祉課

### 3. 暮らしを支える給付、貸付制度

#### (給付制度)

No.	事業名	追加・修正内容	所管課
【拡充】 2	児童扶養手当の支給 令和元年11月	児童扶養手当の支給回数を、4か月分ずつ年3回の支給から、2か月分ずつ年6回の支給に見直しました。	子ども未来課

### (住宅の支援)

No.	事業名	追加・修正内容	所管課
4	北区居住支援協議会 平成31年3月	住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者等住宅の確保に配慮を要する者）が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、住宅確保要配慮者または民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供や、その他の必要な支援について協議を行います。	住宅課

## 施策7 地域全体でささえるネットワークの構築

※施策7は修正点なし

### 3 計画期間

本計画の修正により、計画期間は令和5年度までとします。

北区子どもの未来応援プラン（東京都北区子どもの貧困対策に関する計画）  
修正版

発行年月：令和3年（2021年）7月  
発行：東京都北区教育委員会事務局  
子ども未来部子ども未来課  
〒114-8546 東京都北区滝野川2-52-10  
電話：03（3908）9097

刊行物登録番号  
3-1-036